

付帯的な機能リストの制定について

薬事法第23条の2第1項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器(平成17年厚生労働省告示第112号)の別表	付帯的な機能のリストを作成した適合性認証基準
150	処置用対極板等